

契約前のご案内

2025年9月
改訂版

この書面は「スーパー二輪自動車保険」の「重要事項のご説明」の記載内容の補足資料となります。

ご契約時の参考資料としてご活用ください。

ー も く じ ー

1 補償内容について	2
① 重要事項のご説明における、基本となる補償の補足	2
② 主な特約の概要	2
③ 主なサービス	5
2 保険料の割引制度について	6
3 ノンフリート等級別割引・割増制度	7
① ノンフリート等級別割引・割増制度について	7
② 初めて自動車保険に加入する場合	7
③ 当社で継続、または他の保険会社などから 継続してご契約の場合	7
④ ノンフリート等級および事故あり係数適用期間の 引継ぎについて	7
4 その他のご注意事項	8
① 継続契約のお申込みについて	8
② 保険料の支払方法・保険料入金日 と補償の関係について	8

1 補償内容について

① 重要事項のご説明における、基本となる補償の補足

■ 支払保険金について

支払保険金の概要は次のとおりです。詳細は「スーパー二輪自動車保険約款」をご参照ください。

基本となる補償		支払保険金の種類	概要
 相手方への賠償	対人賠償保険	対人賠償保険金	被害者1名につきご契約の保険金額を限度としてお支払いします。 1回の事故による総支払額には制限がありません。
		臨時費用保険金	対人事故に伴って発生する被害者への見舞品代、香典等の臨時費用として被害者1名につき、死亡の場合10万円、入院20日以上の場合2万円をお支払いします。
	対物賠償保険	対物賠償保険金	1回の事故につき、ご契約の保険金額を限度として保険金をお支払いします。
 おケガの補償	人身傷害保険 (注)	人身傷害保険金	保険金額の範囲で、別に定める損害額算定基準により算定した保険金をお支払いします。また、保険に入っていない車等との事故で、ご契約のお車に乗っていた人が死亡、または後遺障害が生じた場合には人身傷害保険金額によらず被保険者1名あたりの保険金額を無制限として補償します。
		臨時費用保険金	保険金請求者が臨時に必要な費用として、被保険者が死亡した場合10万円、入院20日以上の場合2万円をお支払いします。
 お車の補償	車両保険 (注)	車両保険金 (全損の場合)	ご契約の保険金額の全額をお支払いします。
		車両保険金 (分損の場合)	損害額から自己負担額(免責金額)を差し引いた金額をお支払いします。

(注) ご契約のバイクが原動機付自転車の場合は付帯できません。

② 主な特約の概要

保険金をお支払いする主な場合および、保険金をお支払いしない主な場合は以下のとおりです。詳しくは、「スーパー二輪自動車保険約款」をご確認ください。なお、法人契約の場合など、ご契約の条件などによりセットできない特約もありますのでご注意ください。

主な特約		 補償内容・保険金を お支払いする 主な場合	 保険金を お支払いしない 主な場合
 相手方への賠償	対物差額 修理費用 補償特約 【任意セット】	対物賠償保険が適用される事故で、修理費用が相手自動車の時価額を超え、被保険者が超過修理費用を負担する場合に、 超過分の修理費用に被保険者の過失割合を乗じた額 を保険金としてお支払いします。ただし、対物賠償保険金が支払われる場合で、かつ、事故日の翌日から起算して6ヵ月以内に相手自動車が実際に修理されたときに限ります。支払限度額は 50万円または無制限 をお選びいただけます。	● 対物賠償保険と同じ

主な特約	補償内容・保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
相手方への賠償	人身傷害保険を付帯している場合には他車運転危険補償特約(人傷型)、人身傷害保険を付帯していない場合、他車運転危険補償特約(自損型)が自動セットされます。他人の所有する車を借りて運転中の事故について、ご契約のお車と同一の用途車種の場合にかぎり、運転中の車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の契約条件に従い保険金をお支払いします。 ●対人賠償保険事故 ●対物賠償保険事故 ●車両保険事故(車両保険を付帯している場合) ●人身傷害保険事故(人身傷害保険を付帯している場合) ●無保険車傷害補償特約事故(無保険車傷害補償特約を付帯している場合) ●自損事故傷害補償特約事故(自損事故傷害補償特約を付帯している場合) ※用途車種とは、車両番号標または標識番号標等に基づき定めた二輪自動車または原動機付自転車の区分をいいます。 ※車両保険事故については、ご契約のお車に車両保険がセットされており、その車両保険で補償される事故の場合に限り保険金をお支払いします。(免責金額を差し引いてお支払します。)	●ご契約のお車の契約条件で保険金をお支払いできない損害 ●記名被保険者、その配偶者またはそれらの同居の親族が所有または常時使用するお車を運転中の事故 ●記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が所有または常時使用するお車を、別居の未婚の子自らが運転者として運転中の事故 ●被保険者の故意によって生じた損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●ご契約のお車を競技・曲技のために使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害
おケガの補償	ご契約のお車に搭乗中の自動車事故で死傷した場合に保険金をお支払いします。 ●死亡保険金 事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、1名につき保険金額の全額をお支払いします。 ●後遺障害保険金 事故発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合には、後遺障害等級に応じて保険金をお支払いします。 ●医療保険金 入院または通院した治療日数の合計が5日以上(5日目の入院または通院の日が事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限る)の場合10万円をお支払いします。また、入院または通院した治療日数の合計が1日以上5日未満(入院または通院の初日が、事故の発生からその日を含めて180日以内の場合に限る)の場合、1万円をお支払いします。 被保険者が日本国内において地震・噴火・津波に起因する傷害により、その直接の結果として事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、被保険者1名につき300万円を被保険者の法定相続人にお支払いします。スーパー二輪自動車保険では、記名被保険者のみを被保険者とする「本人のみ補償型」にてお取り扱いしています。 ※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられた場合など、お引受けを制限させていただくことがあります。 被保険者(記名被保険者、その配偶者および記名被保険者またはその配偶者の父母または子を行います)に対し、人身傷害定額払特約の死亡保険金または後遺障害等級第1級～第3級の保険金が支払われる場合に、その被保険者1名につき100万円をお支払いします。	●被保険者の重大な過失によってその本人に生じた損害 ●無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に生じたケガによる損害 ●被保険者が、正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中に生じた傷害 ●被保険者の故意によって生じた損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●ご契約のお車を競技・曲技のために使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害 ●核燃料物質もしくは核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用に起因する事故 ●人身傷害定額払特約と同じ

主な特約		補償内容・保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
おケガの補償	自損事故 傷害補償特約 【任意セット】	自分の運転ミスで電柱に衝突したり、家屋に飛び込んだ等の単独事故等によりご契約のお車の所有者、運転者または同乗者が死傷し、自賠責保険等で補償されないときに保険金をお支払いします。 ●死亡保険金… 1名につき1,500万円 ●後遺障害保険金… 1名につき、後遺障害等級に応じて50万円～2,000万円 ●医療保険金… 1名1日につき、入院6,000円、通院4,000円(ただし、1事故につき1名100万円を限度とします) ●介護費用保険金… 重度後遺障害が生じ、将来介護を要すると認められた場合で、一定の条件を満たしたときには、1名につき200万円をお支払いします。	●無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に生じたケガによる損害
	無保険車 傷害補償特約 【任意セット】	保険に入っていない車等との事故で、ご契約のお車に乗っていた人が死亡、または後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。 ※被保険者1名につき対人賠償保険金額が無制限の場合は2億円を限度として保険金をお支払いします。ただし、加害者が負担すべき損害賠償金のうち、自賠責保険等の保険金を超える部分についてのお支払いとなります。 ※加害自動車に対人賠償保険がついている場合や、他の無保険車傷害保険の適用がある場合は、その保険金額のうちいずれか高い額をご契約のお車の保険金額から差し引いた額が限度となります。	●無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に生じたケガによる損害
お車の補償	車両価額協定 保険特約 【自動セット】	ご契約のお車の市場販売価格相当額を車両保険金額として協定することで、保険期間中の時価額の減価にかかわらず、協定した車両保険金額を限度に保険金をお支払いします。ただし、事故の際に、ご契約のお車の損害調査を行った結果、車両保険金額が時価額を著しく超える場合は、時価額を限度に保険金をお支払いします。	
その他の補償	携行品補償特約 【任意セット】	偶然の事故により、外出中の記名被保険者が携行している身の回り品について損害が生じた場合に、保険金額を限度として保険金をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意、または重大な過失によって生じた損害 ●詐欺または横領によって生じた損害 ●携行品の置き忘れまたは紛失
	二輪自動車の 車両盗難時の 臨時費用支払特約 【任意セット】	ご契約のお車が盗難にあい、警察に届け出た場合に限り、5万円をお支払いします。ただし、保険期間を通じて1回を適用限度とし、また、盗難の日から60日以内に代替車として新たに二輪自動車を取得しなければなりません。 ※ご契約のお車が自家用二輪自動車の場合にご付帯いただけます。	
	日常生活 家族傷害補償特約 【任意セット】	被保険者が日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合に保険金をお支払いします。スーパー二輪自動車保険では、記名被保険者のみを被保険者とする「本人のみ補償型」にてお取り扱いしています。	●被保険者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であって、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がどのようなものであっても、保険金をお支払いできません。 ●入院を伴わない手術の場合、手術保険金はお支払いできません。

主な特約	補償内容・保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
その他の補償	相手自動車（原動機付自転車を含む）の所有、使用または管理に起因する事故で、被保険者が傷害、損害を受け、その損害などについて相手方に対して法律上の損害賠償請求を行う際に負担した次の費用について、保険金をお支払いします。（あらかじめ当社の同意を得て支出した費用に限ります） ●弁護士費用等：300万円を限度とします。 ●法律相談費用：10万円を限度とします。 【ご注意】 ・弁護士費用等の実費が300万円以内の場合であっても、特約の「別紙 弁護士費用等保険金支払限度額」に定める各費用（着手金・報酬金等）の支払限度額を超える金額については、自己負担となります。 ・弁護士等に委任する場合は、当社の事前承認が必要です。あらかじめ当社へご連絡ください。	●車検証に「事業用」と記載されている自動車を運転している場合に発生した事故を除きます。 ※本特約セット時のご注意 ご契約時にご申告いただいた所有者と、車検証上に記載のある所有者が異なる場合であって、車検証上の所有者が当特約の被保険者の範囲に含まれない方である場合、被保険自動車の損害についての損害賠償請求に利用した弁護士費用等、法律相談費用について保険金をお支払いできません。
	継続契約の取扱いに関する特約【自動セット】 継続手続きを忘れた場合であって、契約期間中に保険金請求を行っておらず保険満期日の翌日から起算して30日以内のお申込みであるなどの一定の条件を満たしたときは、現在の契約（前契約）の内容に従って継続されたものとする特約です。	
	被害者救済費用補償特約【自動セット】 ご契約のお車の欠陥・不正アクセス等を原因とする事故により他人を死傷させた場合、または他人の財物を破損した場合で、被保険者に法律上の損害賠償責任がないことが認められたときに、被保険者が負担する被害者を救済するための費用に対して保険金をお支払いします。	

③主なサービス

■ ロードサービスについて

「スーパー二輪自動車保険」のロードサービスは、すべてのご契約のお車に無料で付帯します。ご利用にあたっては、一定の条件がございます。また、一部サービスについては、無料サービスの対象外となりますのでご注意ください。サービスの詳細は、当社ウェブサイトに掲載しております「緊急時の対応ガイド」末尾のロードサービス規定をご確認ください。

※本サービスは、当社の提携会社が提供いたします。本サービスの内容は、予告なく変更や中止することがございますので、あらかじめご了承ください。

2 保険料の割引|制度について

「スーパー二輪自動車保険」では、ご契約条件によって、以下の割引が適用されます。

割引の種類	ご 説 明
インターネット割引	インターネットによりご契約をお申込みいただいた場合に適用します。 ※割引額は当社ウェブサイトでご確認ください。 ※インターネットによる契約の引受条件に合致していないことが判明した場合は、インターネット割引は適用されませんのでご注意ください。
チューリッヒ自動車保険 LINE割引	インターネットによりご契約をお申込みいただく際に、ご契約者のLINEアカウントと当社のLINEアカウントを「友だち追加」いただいた場合に適用します。(500円割引) 「友だち追加」をしていただくことで、申込み後LINEメニューからのワンタッチでの契約照会や当社へのお問い合わせができます。 ※ご契約手続きの後に、当社LINEアカウントを「友だち追加」していただいた場合は、本割引は適用されません。 ※保険始期日が2025年10月16日以降のご契約より適用可能な割引です。

① ノンフリート等級別割引・割増制度について

前契約の保険事故の有無や件数などを保険料に反映させる割引・割増制度のことで、この制度により継続契約のノンフリート等級および事故あり係数適用期間が決定されます。

② 初めて自動車保険に加入する場合

初めて自動車保険に加入する場合（前契約がない場合）、ノンフリート等級は6等級となり、ご契約の運転者年齢条件および用途・車種に応じて6A、6B、6C、6Gの4区分に分かれます。事故あり係数適用期間は0年となります。

③ 当社で継続、または他の保険会社などから継続してご契約の場合

前契約の満期日の翌日より起算して7日以内または解約の翌日から起算して7日以内であれば前契約の等級および事故あり係数適用期間を継承することができます。継続契約の等級は、前契約にて1年間事故がないと1等級上がり、保険金の支払いを受ける事故があると事故の形態により1事故につき3等級または1等級下がります。

また、継続契約の事故あり係数適用期間は、前契約にて事故があると加算され、事故の形態により1事故につき「3年」または「1年」加算されます。なお、前契約の事故あり係数適用期間が1～6年の場合の継続契約の事故あり係数適用期間は、1年間事故がないと「1年」減算され、保険金の支払いを受ける事故があると「1年」減算した後に事故の形態により1事故につき「3年」または「1年」加算されます。「事故あり係数適用期間」とは、事故あり係数を適用する期間（始期日時点における残り年数）をいい、事故あり係数適用期間が1～6年のときは「事故あり係数」を適用し、事故あり係数適用期間が0年のときは「無事故係数」を適用します。前契約に3等級ダウン事故が生じた場合は、事故件数1件につき「3年」、1等級ダウン事故が生じた場合は事故件数1件につき「1年」が加算され、「0年」を下限、「6年」を上限とします。（初めてご契約される場合の事故あり係数適用期間は「0年」）

④ ノンフリート等級および事故あり係数適用期間の引継ぎについて

- 記名被保険者変更時には、ノンフリート等級および事故あり係数適用期間は、記名被保険者の配偶者および同居の親族など条件を満たしている方に限り、引継ぐことができます。
- ご契約の記名被保険者が等級および事故あり係数適用期間を引継ぎできない方であっても、等級および事故あり係数適用期間を引継がなければならない場合があります。引継ぐことがある等級・事故あり係数適用期間は、下表のとおりです。

等級	事故あり係数適用期間	引継ぐことがあるノンフリート等級・事故あり係数適用期間
「1～5等級」	「0年」	ノンフリート等級を引継ぐ可能性があります。
	「1～6年」	ノンフリート等級および事故あり係数適用期間を引継ぐ可能性があります。
「1～5等級」以外	「1～6年」	事故あり係数適用期間のみ引継ぐ可能性があります。

- 他の自動車にて1～5等級または事故あり係数適用期間1～6年が適用される契約がある場合、他の自動車から入替えられたお車の契約に等級および事故あり係数適用期間を引継がなければならない場合があります。

4 その他のご注意事項

① 継続契約のお申込みについて

継続申込書によらず、電話、情報処理機器などにより満期日（継続契約の開始日）までに継続契約の意思表示をすること、または保険料をお支払いいただくことで継続することができます。**ご継続の意思表示がない場合、および保険料のお支払いがない場合には、継続ができないことやノンフリート等級割引の引継ぎができないこと、保険金が支払われないことがあります**のでご注意ください。

※ご継続時の契約内容見直しにより、ご継続をお引受けできない場合があります。

※ご継続のお手続きが完了している場合でも、保険料の払込期日より14日以内に保険料の払い込みがない場合は、継続契約を解除させていただく場合がございますので、ご注意ください。

※ご契約者には、原則として保険契約の満期日の約60日前（環境により多少前後することがあります）に書面、Eメール、LINEまたはお電話にてご契約の手続きのご案内をいたします。**（ご案内の方法はお客さまのご契約条件などにより異なります。）**

重要なお知らせです。必ずご確認ください。なお、ご登録されたお客さまの住所、電話番号、Eメールアドレスに変更が生じた場合は、速やかに当社に連絡してください。また、「チューリッヒ自動車保険LINE割引」を適用されているお客さまは当社LINEアカウントをブロックしないようにご注意ください。

② 保険料の支払方法・保険料入金日と補償との関係について

保険料の支払方法は、以下の3つの方法があります。保険料は保険開始日の前日までに当社へ着金するようお支払いください。保険期間が開始していても、入金日までは補償が開始されません。また、お支払いが遅れると保険期間や保険料に変更が生じること、等級継承ができないこと、保険契約が解除になることなどがありますのでご注意ください。

支払方法	保険料入金日	ご 注 意
クレジットカード払い	クレジットカード会社からクレジットカードのご利用を承認された日	・契約者が個人の場合、ご契約者またはその配偶者名義のクレジットカード（契約者が法人の場合は法人名義のクレジットカード）のみご利用いただけます。 ・一括払い、複数回払い（クレジットカードによりご利用可能な複数回払いが異なります）、リボルビング払い（クレジットカードによりご利用不可能な場合があります）のお支払方法がご利用可能です。 ・2回以上のお支払い回数、およびリボルビング払いをご利用の場合でも、クレジットカード会社から当社への保険料のお支払いは一括払いとなり、お客さまのクレジットカード会社へのお支払い総額には、各クレジットカード会社規定の手数料が付加されます。月々のお支払い額などの回数指定に関わるご質問などがありましたら、直接ご利用クレジットカード会社にお問合わせください。
銀行振込み	当社銀行口座への入金を確認できた日	・「電信扱い」にてお振込みください。 ・お振込手数料はお客さまのご負担となります。
コンビニ払い	当社が指定するコンビニエンスストアでお支払い手続きをなされた日	・一括払いのみのお取扱いとなります。 ・当社所定の保険料払込票をご利用ください。